

適正計量管理事業所の手引き 2



愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

愛知県計量センター

目 次

計量管理規程（案）	3
様式集	
適正計量管理事業所指定申請書	16
別紙 1 使用する特定計量器の名称, 性能又は数	17
別紙 2 第 73 条各号に掲げる計量管理の方法に関する事項	18
別紙 3 使用する計量器の検査のための設備の名称, 性能及び数	19
適正計量管理事業所指定検査申請書	20

(目的)

第1条 この規程は、〇〇〇における計量管理の基本的事項を定め、計量器の保全と適正な計量を実施することにより、製品品質の維持向上、取引の適正を図ることを目的とする。

(計量管理の基本的事項の内容)

第2条 計量管理の円滑な実施を図るため、次により定める。

- (1) 計量管理を実施する組織
- (2) 使用する特定計量器の検査の実施の方法及び時期
- (3) 使用する特定計量器の検査のための設備の保管及び整備の方法
- (4) 計量の方法及び量目検査の実施の方法及び時期
- (5) 使用する計量器の購入及び受入並びに計量器の検査等の計量器管理
- (6) その他計量管理を実施するための必要な従業員への指導教育の方法、台帳の管理方法など事項

(管理組織)

第3条 計量管理を実施する組織は、計量管理規程別紙1のとおりとする。

(計量主管者)

第4条 計量主管者は、計量管理に関する一切の業務を統轄するものとし、〇〇〇部長がこれにあたり、次の基本的事項に関する業務を行う。

- (1) 計量管理の業務手続の制定
- (2) 各種検査の方法および周期の制定
- (3) 基準器等設備の新設・更新等の調整

(計量士)

第5条 経済産業大臣の登録を受け、計量器の検査その他の計量管理を的確に行うために必要な知識と経験を有する計量士を置き、計量法の適正計量管理事業所として計量管理について法律上の責任を負うものとする。また、計量管理について計量主管者を補佐し、計量管理責任者及び計量管理主任者の指導並びに計量管理全般の指導に関する業務を行い、かつ、使用計量器の定期的検査、随時検査及び自主的量目検査を計画的に実施するものとする。また、計画的に計量管理主任者等に対して講習会等を開催して、教育を行う。

(計量管理責任者)

第6条 計量管理の運営を円滑に行うため、計量主管者の任命する計量管理責任者を置く。計量管理責任者は計量士の指導のもとに、計量の方法、計量の精度、使用状態等の管理チェックを実施して、適正計量管理主任者の指導を行う。

(適正計量管理主任者)

第7条 適正計量管理主任者は、計量士の指導の下に適正な計量管理を行うために、計量実務に従事する者を指導し、自主的商品量目検査、随時検査及び使用計量器を常時チェックする等を職務とし、計量管理者が任命する。

(検査)

第8条 検査は計量器の定期的検査、随時検査並びに自主的量目検査とする。
なお、使用する特定計量器の検査の実施の方法及び時期は、計量管理規程別紙2のとおりとする。

- (1) 定期的検査とは、法第19条第2項の規定に従い定期的に、計量士が行う検査をいう
- (2) 随時検査とは、計量器の性能維持のため、計量士の指導の下に適正計量管理主任者及び計量担当者が定期的に行う点検、整備、清掃などをいう。
- (3) 自主的量目検査とは、計量器の使用方法及びその計量器によって計られた量目について公差を超えないよう正しく計量されているかどうかについて、計量士の指導の下に適正計量管理主任者及び計量担当者が定期的に行う検査をいう。

(検査結果の報告)

第9条 計量器の不良又は異常が認められた時、並びに量目の不足等が認められた時は次の各号により処理するものとする。

- (1) 計量士が定期的検査により不良計量器であると認めた時は、修理、廃棄その他の適切な方法によって処理を行い、その結果を計量管理者に報告する。
- (2) 随時検査により不良計量器であることを認めた時は、計量器の使用を停止し、処置について計量管理者に報告する。
- (3) 量目検査により不足等を認めた時は、該当商品の出荷を停止し、処置について、計量管理者に報告して記録する。

(計量管理等)

第10条 第8条の検査を行った者は、基準器等検査設備台帳及び使用計量器台帳並びに量目検査管理台帳を備え、次にあげる事項を記載する。なお、保存期間は3年とする。

- (1) 検査年月日
- (2) 実施者(計量士等)の氏名
- (3) 特定計量器の種類、数、検査結果及び措置の内容

2 適正計量管理主任者は定期的に計量管理規程の見直しを行い、申請事項及び計量管理規程に変更が生じた場合は遅滞なく愛知県知事に届出を行う。

また、計量法施行規則第96条に基づく年度報告は期限内に愛知県知事あてに報告する。

3 合格証紙の受払い等の管理を適正に実施する。

(検査設備等)

第11条 適正計量管理主任者は次の事項の確認を定期的に行う。

- (1) 検査設備(基準器等)が使用する計量器に応じて必要なものが必要な数だけ、充足されているか。

- (2) 検査設備を常に善良な管理のもとに保管されているか。
- (3) 検査設備の台帳を整備、記録することとし、有効期限のあるものについては、期限切れを起こさないように適切に管理されているか。
- (4) 検査設備の借用については賃貸契約書等が保管されているか。

(指導教育)

第12条 計量主管者及び計量管理責任者は、計量士に適正計量管理主任者等が計量管理の方法、量目検査方法等についての知識の習得が図れるよう、定期的に講習会等を開催し、従業員教育を行い実施記録を整理する。

附則

本規程は 年 月 日より実施する。

計量管理規程案 2

〇〇〇計量管理規程(流通)

(目的)

第1条 この規程は、〇〇〇における計量管理の基本的事項を定め、営業上使用する計量器の正確を期し消費者保護に基づく計量管理及び取引の適正を図ることによって、信用を高めるとともに、経営の経済性と合理化に寄与することを目的とする。

(計量管理の基本的事項の内容)

第2条 計量管理の円滑な実施を図るため、次により定める。

- (1) 計量管理を実施する組織
- (2) 使用する特定計量器の検査の実施の方法及び時期
- (3) 使用する特定計量器の検査のための設備の保管及び整備の方法
- (4) 計量の方法及び量目検査の実施の方法及び時期
- (5) 使用する計量器の購入及び受入並びに計量器の検査等の計量器管理
- (6) その他計量管理を実施するための必要な従業員への指導教育の方法、台帳の管理方法など事項

(管理組織)

第3条 計量管理を実施する組織は、計量管理規程別紙1のとおりとする。

(計量主管者)

第4条 計量主管者は、計量管理に関する一切の業務を統轄するものとし、〇〇〇部長がこれにあたり、次の基本的事項に関する業務を行う。

- (1) 計量管理の業務手続の制定
- (2) 各種検査の方法および周期の制定
- (3) 基準器等設備の新設・更新等の調整

(計量士)

第5条 経済産業大臣の登録を受け、計量器の検査その他の計量管理を的確に行うために必要な知識と経験を有する計量士を置き、計量法の適正計量管理事業所として計量管理について法律上の責任を負うものとする。また、計量管理について計量主管者を補佐し、計量管理責任者及び計量管理主任者の指導並びに計量管理全般の指導に関する業務を行い、かつ、使用計量器の定期的検査、随時検査及び自主的量目検査を計画的に実施するものとする。また、計画的に計量管理主任者等に対して講習会等を開催して、教育を行う。

(計量管理責任者)

第6条 計量管理の運営を円滑に行うため、計量主管者の任命する計量管理責任者を置く。計量管理責任者は計量士の指導のもとに、計量の方法、計量の精度、使用状態等の管理チェックを実施して、適正計量管理主任者の指導を行う。

(適正計量管理主任者)

第7条 適正計量管理主任者は、計量士の指導の下に適正な計量管理を行うために、計量実務に従事する者を指導し、自主的商品量目検査、随時検査及び使用計量器を常時チェックする等を職務とし、計量主管者が任命する。

(検査)

第8条 検査は計量器の定期的検査、随時検査並びに自主的量目検査とする。

なお、使用する特定計量器の検査の実施の方法及び時期は、計量管理規程別紙2のとおりとする。

- (1) 定期的検査とは、法第19条第2項の規定に従い定期的に、計量士が行う検査をいう
- (2) 随時検査とは、計量器の性能維持のため、計量士の指導の下に適正計量管理主任者及び計量担当者が定期的に行う点検、整備、清掃などをいう。
- (3) 自主的量目検査とは、計量器の使用方法及びその計量器によって計られた量目について公差を超えないよう正しく計量されているかどうかについて、計量士の指導の下に適正計量管理主任者及び計量担当者が定期的に行う検査をいう。

(検査結果の報告)

第9条 計量器の不良又は異常が認められた時、並びに量目の不足等が認められた時は次の各号により処理するものとする。

- (1) 計量士が定期的検査により不良計量器であると認めた時は、修理、廃棄その他の適切な方法によって処理を行い、その結果を計量主管者に報告する。
- (2) 随時検査により不良計量器であることを認めた時は、計量器の使用を停止し、処置について計量主管者に報告する。
- (3) 自主的量目検査により不足等を認めた時は、該当商品の販売を停止し、処置について、計量主管者に報告して記録する。

(計量管理等)

第10条 第8条の検査を行った者は、基準器等検査設備台帳及び使用計量器台帳並びに量目検査管理台帳を備え、次にあげる事項を記載する。なお、保存期間は3年とする。

- (1) 検査年月日
- (2) 実施者(計量士等)の氏名
- (3) 特定計量器の種類、数、検査結果及び措置の内容

2 適正計量管理主任者は定期的に計量管理規程の見直しを行い、申請事項及び計量管理規程に変更が生じた場合は遅滞なく愛知県知事に届出を行う。

また、計量法施行規則第96条に基づく年度報告は期限内に愛知県知事あてに報告する。

3 合格証紙の受払い等の管理を適正に実施する。

(検査設備等)

第11条 適正計量管理主任者は次の事項の確認を定期的に行う。

- (1) 検査設備(基準器等)が使用する計量器に応じて必要なものが必要な数だけ、充足されているか。
- (2) 検査設備を常に善良な管理のもとに保管されているか。
- (3) 検査設備の台帳を整備、記録することとし、有効期限のあるものについては、期限切れを起こさないように適切に管理されているか。

4 検査設備の借用については賃貸契約書等が保管されていること。

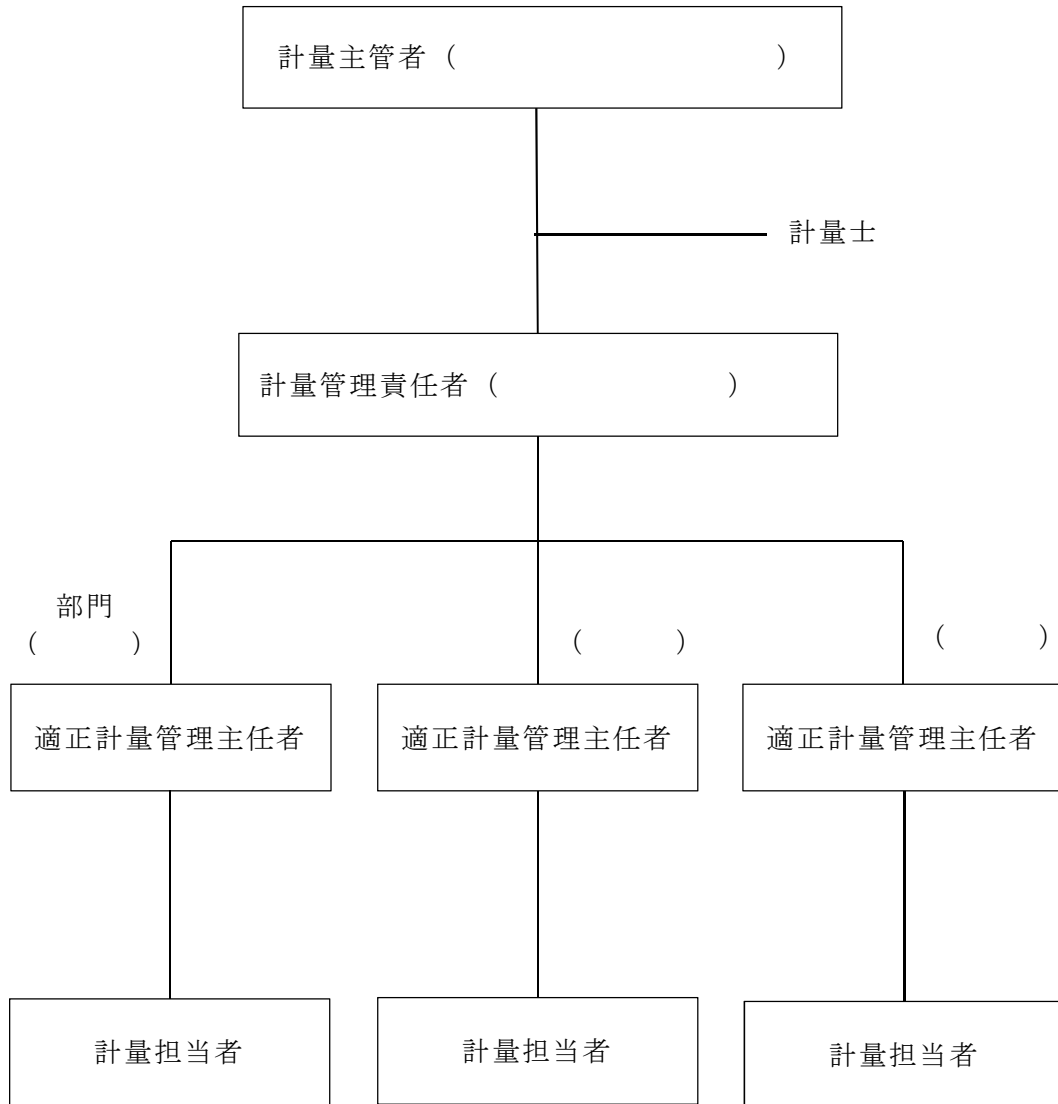
(指導教育)

第12条 計量主管者及び計量管理責任者は、計量士に適正計量管理主任者等が計量管理の方法、量目検査方法等についての知識の習得が図れるよう、定期的に講習会等を開催し、従業員教育を行い実施記録を整理する。

附則

本規程は 年 月 日より実施する。

計量管理組織図



検査の実施方法及び実施の時期

検査名	特定計量器	検査方法	周期	実施時期	備考
定期的検査	非自動はかり (使用制限の特例に係る特定計量器以外のもの) 自動はかり (使用制限の特例に係る特定計量器以外のもの)	法第 19 条第 2 項 自動はかりの種類毎に定められた J I S (日本産業規格) による	年 1 回	月	計量士 取引又は証明に使用する自動捕捉式はかり (ひょう量が 5 kg 以下のもの)、ホップースケール、充填用自動はかり及びコンベアスケールは、6 年毎に検定を受検
随時検査	同上		年 1 回	月	適正計量管理主任者及び計量担当者
自主的量目検査	同上		年 1 回	月	適正計量管理主任者及び計量担当者

基準器等検査設備台帳

1 基準器

種類	能力	数量	器物番号	有効期間満了の日	有効期間満了の日	有効期間満了の日

2 実用基準分銅

級	能力	数量	器物番号	検査周期	検査年月日	検査年月日	検査年月日	検査年月日	検査年月日
	～								
	～								
	～								
	～								
	～								
	～								
	～								
	～								
	～								
	～								

3 基準はかり・コンパレータ一等

種類	能力	器物番号	検査周期	検査年月日	検査年月日

計量管理規程別紙 4

使用計量器台帳

事業所名

No.	1	2	3	4	5	6	7	8
計量器の種類								
ひょう量								
目量								
型式								
器物番号								
使用場所								
検査年月日 措置	合・不 ．．	合・不 ．．	合・不 ．．	合・不 ．．	合・不 ．．	合・不 ．．	合・不 ．．	合・不 ．．
検査年月日 措置	合・不 ．．	合・不 ．．	合・不 ．．	合・不 ．．	合・不 ．．	合・不 ．．	合・不 ．．	合・不 ．．
検査年月日 措置	合・不 ．．	合・不 ．．	合・不 ．．	合・不 ．．	合・不 ．．	合・不 ．．	合・不 ．．	合・不 ．．
検査年月日 措置	合・不 ．．	合・不 ．．	合・不 ．．	合・不 ．．	合・不 ．．	合・不 ．．	合・不 ．．	合・不 ．．
検査年月日 措置	合・不 ．．	合・不 ．．	合・不 ．．	合・不 ．．	合・不 ．．	合・不 ．．	合・不 ．．	合・不 ．．
検査年月日 措置	合・不 ．．	合・不 ．．	合・不 ．．	合・不 ．．	合・不 ．．	合・不 ．．	合・不 ．．	合・不 ．．
検査年月日 措置	合・不 ．．	合・不 ．．	合・不 ．．	合・不 ．．	合・不 ．．	合・不 ．．	合・不 ．．	合・不 ．．
検査年月日 措置	合・不 ．．	合・不 ．．	合・不 ．．	合・不 ．．	合・不 ．．	合・不 ．．	合・不 ．．	合・不 ．．

計量士の氏名： 印 登録番号： 計量士の区分：一般計量士

教育計画と実績記録簿

計画年月日	対象者	実施年月日	実施時間	参加者 名

様式第 7 2 (第 7 2 条関係)

適正計量管理事業所指定申請書

年 月 日

愛知県知事殿

申請者 住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

次のとおり、適正計量管理事業所の指定を受けたいので、申請します。

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
氏名又は名称
住 所
代表者の氏名
- 2 事業所の名称（業種を含む。）及び所在地
事業所の名称 ()
事業所の所在地
- 3 使用する特定計量器の名称、性能及び数並びに取引又は証明に用いる特定計量器とその他に用いる計量器との別及び数
別紙 1 のとおり
- 4 使用する特定計量器の検査を行う計量士の氏名、登録番号及び計量士の区分（従業員か委託の別）
氏名 登録番号
区分
- 5 第 7 3 条各号に掲げる計量管理の方法に関する事項
計量管理規程のとおり

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 2 の業種は具体的に記載すること。
- 3 計量士は、当該事業所の従業員又は外部からの委託による者のいずれかを区別し後者の場合にあつては、その所属先を具体的に付記すること。
- 4 2, 3 及び 5 の事項は、別紙に記載することができる。ただし、2 については、第 72 条第 2 項又は第 3 項に規定する場合に限る。

別紙 1

使用する特定計量器の名称、性能及び数並びに取引又は証明に用いる特定計量器と
その他に用いる計量器との別及び数

事業所名

	名 称	性 能		数 量	設 置 場 所	取 引 ・ 証 明 用	そ の 他 の 計 量 器
		ひょう量	目量				
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							

別紙2 第73条各号に掲げる計量管理の方法に関する事項

- 1 計量管理を実施する組織
- 2 使用する特定計量器の検査の実施の方法及び時期
- 3 使用する特定計量器の検査のための設備の保管及び整備の方法
- 4 計量の方法及び量目の検査の実施の方法及び時期
- 5 その他計量管理を実施するため必要な事項
(従業員への指導教育の方法、台帳の管理方法等)

別紙3 使用する計量器の検査のための設備の名称、性能及び数

(1) 基準器類

区分	種類	能力	数量	器物番号	有効期限
質量基準器	級基準分銅				

(2) 量目検査用設備

名称	性能及び能力	数量	備考

